

## 吉岡町総合計画審議会公募委員募集要領

下記のとおり、吉岡町総合計画審議会の委員を公募します。

### 1. 目的

当審議会の委員を委嘱するにあたり、委員の一部を町民から公募することにより、広く町民の意見を反映し、行政と町民の協働（パートナーシップ）を推進することを目的とする。

### 2. 職務

町の将来像を掲げる第6次吉岡町総合計画を策定するため、各分野の代表者等で構成する当審議会において調査及び審議する。

### 3. 募集人員

当会議の公募による委員の定数は、2人とする。

### 4. 任期

令和9年3月末を予定（第6次吉岡町総合計画後期基本計画が策定されるまで）

### 5. 報酬

1回の出席につき4,400円（3時間以上の時は8,800円）の報酬を支給する。

### 6. 会議の開催

会議は、令和9年3月末までに4回程度開催予定。

### 7. 応募条件

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 当町に住所を有し、令和8年4月1日現在で20歳以上70歳未満の者
- (3) 当町の他の委員会等の委員を3以上兼務していない者
- (4) 当審査会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属していない者

### 8. 応募方法

応募申込書により、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により応募する。

〒370-3692 吉岡町大字下野田560番地

吉岡町役場 企画財政課 企画室 TEL：0279-26-2241（直通）

FAX：0279-54-8681

メール：kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

### 9. 募集期間

令和8年5月1日から令和8年5月22日まで（必着）

### 10. 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

### 11. 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

### 12. その他

吉岡町附属機関等の委員の公募に関する要綱に定めるところによる。